

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html

執行機関名 八王子市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの(児童)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例 別表第1 第9の項 子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	八王子市児童育成手当支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八王子市児童育成手当支給条例 同条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	八王子市児童育成手当支給条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当の受給資格及び手当の額の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第7条第7号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第7条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第7条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号リ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第7条第7号
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	八王子市児童育成手当支給条例第8条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ハ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ホ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ヲ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第10条第3号
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第13条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	児童育成手当の現況届の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第13条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ホ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第13条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ヘ	八王子市児童育成手当支給条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
備考		